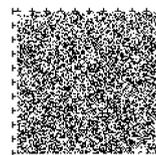


資料編

- 1 身体障害者手帳の交付状況
- 2 療育手帳の交付状況
- 3 精神障害者の入院・通院等の状況
- 4 特別支援教育の状況
- 5 障害者雇用の状況
- 6 行政への要望
(今後力を入れてほしいと考える福祉サービス～
令和5年度「茨城県障害者等実態調査」の結果から)
- 7 計画策定の主な経過等
- 8 茨城県障害者施策推進協議会委員名簿
- 9 用語解説



1 身体障害者手帳の交付状況

(1) 障害種別 (← 軽度 →) (単位：人)

障害名	年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚障害	18歳未満	24	4	7	9	7	1	52
	18歳以上	2,213	1,877	306	344	615	251	5,606
	計	2,237	1,881	313	353	622	252	5,658
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	4	84	53	34	0	91	266
	18歳以上	146	1,962	859	1,606	17	2,264	6,854
	計	150	2,046	912	1,640	17	2,355	7,120
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	1	4			5
	18歳以上	38	65	573	289			965
	計	38	65	574	293			970
肢体不自由	18歳未満	643	162	115	45	64	25	1,054
	18歳以上	7,822	8,667	7,130	9,985	3,778	2,052	39,434
	計	8,465	8,829	7,245	10,030	3,842	2,077	40,488
内部障害	18歳未満	181	2	56	43			282
	18歳以上	21,133	363	4,765	7,828			34,089
	計	21,314	365	4,821	7,871			34,371
計	18歳未満	852	252	232	135	71	117	1,659
	18歳以上	31,352	12,934	13,633	20,052	4,410	4,567	86,948
	計	32,204	13,186	13,865	20,187	4,481	4,684	88,607

※令和4年度末現在

(2) 年次推移 (単位：人)

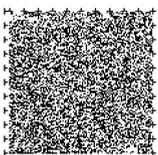
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
平成25年度	30,921	15,485	14,901	20,247	5,206	4,880	91,640
平成26年度	32,057	15,300	14,878	20,244	5,207	4,887	92,573
平成27年度	31,908	14,932	14,725	20,131	5,141	4,874	91,711
平成28年度	32,601	14,162	13,945	19,518	4,913	4,759	89,898
平成29年度	31,991	13,648	13,715	19,221	4,692	4,684	87,951
平成30年度	32,130	13,690	13,890	19,304	4,623	4,714	88,351
令和元年度	32,195	13,804	13,971	19,767	4,631	4,786	89,154
令和2年度	32,727	13,455	13,627	19,452	4,519	4,754	88,534
令和3年度	32,660	13,499	14,027	20,127	4,535	4,775	89,623
令和4年度	32,204	13,186	13,865	20,187	4,481	4,684	88,607

※年度末現在

(3) 年齢別 (単位：人)

	18歳未満	18～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
令和4年度	1,659	4,575	4,903	8,689	68,781	88,607

※年度末現在



2 療育手帳の交付状況

(1) 年次推移 (← 重度 軽度 →) (単位：人)

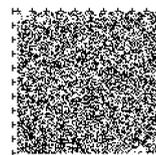
年度等 \ 障害区分	Ⓐ	A	B	C	計
平成25年度	4,167	5,400	5,481	4,871	19,919
平成26年度	4,259	5,462	5,604	5,209	20,534
平成27年度	4,344	5,534	5,754	5,578	21,210
平成28年度	4,449	5,572	5,939	5,918	21,878
平成29年度	4,571	5,611	6,070	6,341	22,593
平成30年度	4,695	5,673	6,294	6,702	23,364
令和元年度	4,862	5,720	6,461	7,102	24,145
令和2年度	4,907	5,755	6,676	7,531	24,869
令和3年度	5,083	5,856	6,894	7,786	25,619
令和4年度	5,198	5,935	7,071	8,120	26,324

※各年度末現在

(2) 年齢別 (単位：人)

	18歳未満	18～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
令和4年度	6,061	11,056	3,632	2,617	2,958	26,324

※年度末現在



3 精神障害者の入院・通院等の状況

(1) 入院・通院等の状況

(単位：人)

年度	区分 精神病床数	入院患者数	入院患者数				通院医療費 公費負担 対象者数
			措置入院	医療保護入院	任意入院	その他	
平成25年度	7,436	6,268	47	2,533	3,671	17	31,606
平成26年度	7,436	6,208	47	2,522	3,620	19	32,815
平成27年度	7,376	6,054	40	2,467	3,527	20	34,692
平成28年度	7,368	5,898	54	2,496	3,330	18	36,130
平成29年度	7,350	5,873	56	2,508	3,292	17	38,095
平成30年度	7,332	5,811	53	2,536	3,204	18	39,628
令和元年度	7,294	5,708	53	2,575	3,058	22	41,613
令和2年度	7,243	5,772	46	2,717	2,987	22	24,447
令和3年度	7,243	5,696	51	2,803	2,821	21	47,878
令和4年度	7,116	5,514	50	2,789	2,655	20	49,485

※精神病床数、入院患者数は各年度の6月30日現在

※通院医療費公費負担対象者数は各年度末現在（令和2年度は経過措置があったため参考値）

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付状況の年次推移

(← 重度 軽度 →) (単位：人)

障害名	1級	2級	3級	計
平成25年度	1,917	7,634	3,907	13,458
平成26年度	1,754	7,663	3,945	13,362
平成27年度	1,920	8,692	4,879	15,491
平成28年度	1,884	9,520	5,267	16,671
平成29年度	1,967	10,101	5,725	17,793
平成30年度	1,896	10,449	5,840	18,185
令和元年度	2,011	11,507	6,332	19,850
令和2年度	2,090	12,003	6,610	20,703
令和3年度	2,177	13,330	7,024	22,531
令和4年度	2,257	14,692	7,531	24,480

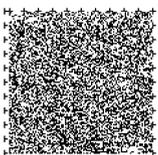
※各年度末現在

(3) 年齢別

(単位：人)

	18歳未満	18～29歳	30～49歳	50～59歳	60歳以上	計
令和4年度	564	3,230	10,108	5,431	5,147	24,480

※年度末現在



4 特別支援教育の状況

令和5年5月1日現在

(1) 特別支援学校数

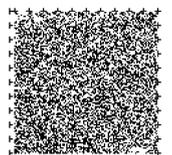
学校種目	県立							市立	国立	合計
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	知肢	病弱	小計	知的障害	知的障害	
学校数	1	2	16	2	1	1	23	1	1	25

(2) 特別支援学校幼児児童生徒数

(単位：人)

障害	部別 学校名	幼稚園部	小学部		中学部		高等部			小計		合計
			通学	訪問	通学	訪問	本科	訪問	専攻科	通学	訪問	
視覚	県立盲学校	4	8	0	6	0	11	0	9	38	0	38
聴覚	県立水戸聾学校	7	30	0	17	0	22	0	0	76	0	76
	県立霞ヶ浦聾学校	12	17	0	3	0	/	/	/	32	0	32
	小計	19	47	0	20	0	22	0	0	108	0	108
知的障害	県立常陸太田特別支援学校	/	86	0	49	0	65	0	/	200	0	200
	県立北茨城特別支援学校	/	51	0	27	1	33	1	/	111	2	113
	県立水戸飯富特別支援学校	/	113	0	72	0	78	0	/	263	0	263
	県立水戸高等特別支援学校	/	/	/	/	/	141	0	/	141	0	141
	県立友部特別支援学校	/	62	0	40	0	40	0	/	142	0	142
	県立内原特別支援学校	/	79	0	29	0	23	/	/	131	0	131
	県立勝田特別支援学校	/	86	14	55	4	65	5	/	206	23	229
	県立大子特別支援学校	/	21	0	15	0	/	/	/	36	0	36
	県立鹿島特別支援学校	/	147	3	85	3	116	2	/	348	8	356
	県立土浦特別支援学校	/	100	1	68	0	79	1	/	247	2	249
	県立石岡特別支援学校	/	85	0	52	2	63	0	/	200	2	202
	県立美浦特別支援学校	/	121	4	84	0	105	1	/	310	5	315
	県立伊奈特別支援学校	/	154	0	88	0	106	0	/	348	0	348
	県立結城特別支援学校	/	90	0	59	0	96	0	/	245	0	245
	県立協和特別支援学校	/	95	0	64	0	63	0	/	222	0	222
	県立境特別支援学校	/	142	0	72	1	94	7	/	308	8	316
	日上市立日立特別支援学校	/	44	0	37	3	54	0	/	135	3	138
	茨城大学教育学部附属特別支援学校	/	18	0	14	0	18	0	/	50	0	50
	小計	/	1,494	22	910	14	1,239	17	/	3,643	53	3,696
肢体不自由	県立水戸特別支援学校	/	55	14	44	6	45	11	/	144	31	175
	県立下妻特別支援学校	/	34	9	15	2	19	1	/	68	12	80
	小計	/	89	23	59	8	64	12	/	212	43	255
知肢	県立つくば特別支援学校	/	184	4	96	3	95	3	/	375	10	385
病弱	県立友部東特別支援学校	/	0	17	7	8	10	1	/	17	26	43
合計	計	23	1,822	66	1,098	33	1,441	33	9	4,393	132	4,525

※ 通学には、寄宿舍からの通学を含む。



(3) 特別支援学級と通級指導教室の状況

① 特別支援学級の設置状況

(ア) 特別支援学級数（義務教育学校を含む）

障 害 学 校	障 害				合 計
	知的障害	難 聴	言語障害	自閉症 情緒障害	
小 学 校	625	2	103	912	1,642
中 学 校	298	1	15	411	725
合 計	923	3	118	1,323	2,367

(イ) 児童生徒数（義務教育学校を含む）

（単位：人）

障 害 学 校	障 害				合 計
	知的障害	難 聴	言語障害	自閉症 情緒障害	
小 学 校	3,389	10	288	5,120	8,807
中 学 校	1,594	2	24	2,185	3,805
合 計	4,983	12	312	7,305	12,612

(ウ) 特別支援学級設置校

小学校			中学校			義務教育学校		
学校総数	設置校数	設置状況	学校総数	設置校数	設置状況	学校総数	設置校数	設置状況
441	427	96.8%	201	199	99.0%	15	13	86.7%

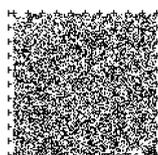
② 通級指導教室*の設置状況（学校教育法施行規則140条）

(ア) 通級指導教室設置校数、設置教室数

小学校		中学校		義務教育学校		高等学校		特別支援学校	
設置校数	設置教室数	設置校数	設置教室数	設置校数	設置教室数	設置校数	設置教室数	設置校数	設置教室数
124	185	37	45	8	12	6	8	3	5

(イ) 通級による指導を受けている児童生徒数（義務教育学校を含む）（単位：人）

小学校	中学校	高等学校
2,325	524	25



(4) 進路状況

① 県内特別支援学校中学部、中学校特別支援学級卒業者の状況

(単位：人)

区 分			特別支援学校中学部				中学校特別支援学級			
			男	女	計	割合	男	女	計	割合
進学者 (就職進学者含む)	高等学校 本科	全日制	1	0	1	0.3%	475	169	644	54.4%
		定時制	0	0	0	—	97	32	129	10.9%
	通信制		2	1	3	0.8%	113	75	188	15.9%
	高等学校別科		0	0	0	—	0	0	0	—
	高等専門学校		0	0	0	—	0	0	0	—
	特別支援学校高等部		239	113	352	97.5%	111	52	163	13.8%
教育訓練機関等 入学者 (就職入学者含む)	専修学校		0	0	0	—	6	7	13	1.1%
	各種学校		0	0	0	—	0	0	0	—
	公共職業訓練校		0	0	0	—	0	0	0	—
就 職 者			0	0	0	—	6	2	8	0.7%
無 業 者			3	2	5	1.4%	25	13	38	3.2%
卒業者総数			245	116	361	100.0%	833	350	1,183	100.0%

② 県内特別支援学校高等部本科卒業者の状況

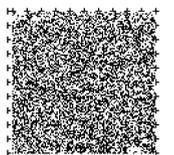
(単位：人)

区 分		男	女	計	割合
進 学 者	大 学 (学部)	1	2	3	0.6%
	短期大学 (本科)	0	0	0	—
	高等専門学校 (編入)	0	0	0	—
	大学・短大の別科、高校専攻科	0	0	0	—
	特別支援学校高等部専攻科	1	0	1	0.2%
教育訓練機関等入学者		0	0	0	—
就 職 者	雇用契約が1年以上の者	70	23	93	18.7%
	雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者	37	14	51	10.3%
無 業 者	施設入所者	13	8	21	4.2%
	施設通所者	199	113	312	62.8%
	在宅・その他	12	4	16	3.2%
卒業者総数		333	164	497	100.0%

③ 就職先の産業別就職者数

(単位：人)

区分		農業	建設	製造	運輸業	卸売・小売	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス	その他	合計
特別支 援学校	中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	1	64	8	33	2	12	12	12	144
中学校特別支援学級		1	2	1	1	2	0	0	1	0	8
合 計		1	3	65	9	35	2	12	13	12	152



5 障害者雇用の状況

(1) 民間企業

○障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数 (人)	身体 (人)	知的 (人)	精神 (人)	障害者数 計 (人)	実雇用率	雇用率 達成企業 数	達成企業 の割合
令和5年6月1日	1,680	286,022.5	3,559.0	1,798.0	1,293.0	6,650.0	2.32	865	51.5%
令和4年6月1日	1,704	289,769.0	3,592.5	1,766.0	1,027.0	6,385.5	2.20	849	49.8%
令和3年6月1日	1,701	290,397.5	3,647.5	1,731.5	923.0	6,302.0	2.17	839	49.3%
令和2年6月1日	1,637	289,226.0	3,607.5	1,699.0	1,023.0	6,329.5	2.19	853	52.1%
令和元年6月1日	1,609	286,164.0	3,595.0	1,636.5	887.0	6,118.5	2.14	811	50.4%

(注)「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

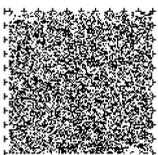
○規模別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数 (人)	身体 (人)	知的 (人)	精神 (人)	障害者数 計 (人)	実雇用率	雇用率 達成企業 数	達成企業 の割合
43.5～ 100人未満	R5年	882	57,569.5	599.0	329.5	272.0	1,200.5	2.09	433	49.1%
	R4年	908	59,139.5	621.0	314.0	225.5	1,160.5	1.96	454	50.0%
100～ 300人未満	R5年	595	90,893.0	1,076.5	503.5	502.0	2,082.0	2.29	321	53.9%
	R4年	592	90,520.5	1,098.0	492.5	362.5	1,953.0	2.16	297	50.2%
300～ 500人未満	R5年	122	42,724.5	520.5	234.5	136.0	891.0	2.09	63	51.6%
	R4年	123	43,054.5	532.0	231.5	131.5	895.0	2.08	60	48.8%
500～ 1000人未満	R5年	54	33,727.0	523.5	155.0	128.0	806.5	2.39	30	55.6%
	R4年	52	32,467.0	477.5	161.0	92.0	730.5	2.25	25	48.1%
1,000人 以上	R5年	27	61,108.5	839.5	575.5	255.0	1,670.0	2.73	18	66.7%
	R4年	29	64,587.5	864.0	567.0	215.5	1,646.5	2.55	13	44.8%
合計	R5年	1,680	286,022.5	3,559.0	1,798.0	1,293.0	6,650.0	2.32	865	51.5%
	R4年	1,704	289,769.0	3,592.5	1,766.0	1,027.0	6,385.5	2.20	849	49.8%

(2) 県（知事部局・病院局・企業局・警察本部）における障害者雇用状況

区分 調査日	機関数	法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる 職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率
令和5年6月1日	4	7,469.5	242.5	3.25
令和4年6月1日	4	7,470.0	236.5	3.17
令和3年6月1日	4	7,445.5	227.5	3.06
令和2年6月1日	4	7,356.5	193.5	2.63
令和元年6月1日	4	7,225.5	196.5	2.72

(令和6年3月時点の法定雇用率：2.6%)

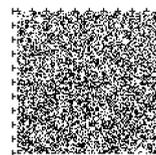
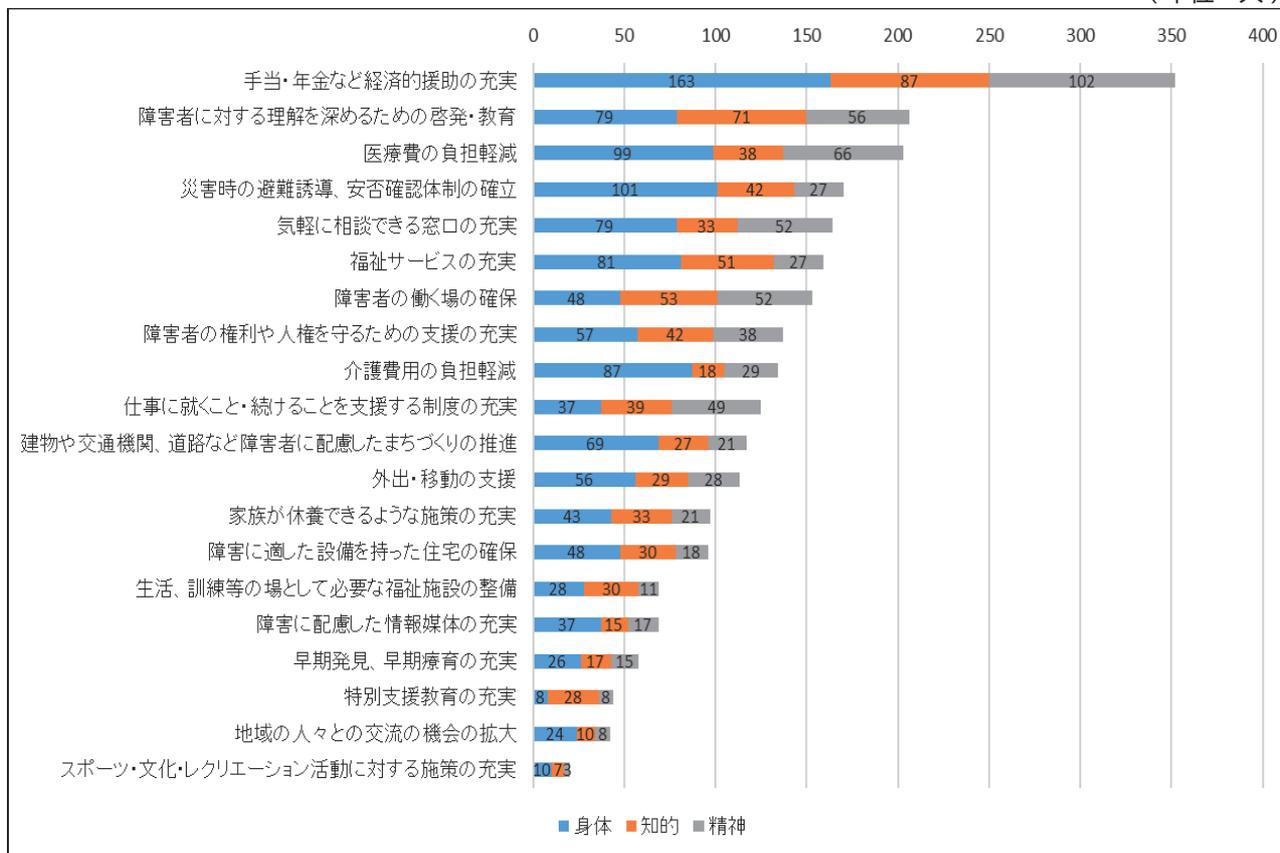


6 行政への要望

(今後力を入れてほしいと考える福祉サービス～

令和5年度「茨城県障害者実態調査」の結果から)

(単位：人)



7 計画策定の主な経過等

(1) 計画策定の主な経過

令和5年9月	茨城県障害者実態調査の実施
令和5年12月	第1回茨城県障害者施策推進協議会開催
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	第2回茨城県障害者施策推進協議会開催

(2) 各種調査等を通じた県民意向の把握

①茨城県障害者実態調査

本計画の策定に向けた基礎調査として、県内の障害者の意識・実情・要望等を把握し、障害福祉行政の効果的な推進を図ることを目的にアンケート調査を実施した。

○調査時期

- ・調査基準日 令和5年9月1日
- ・調査期間 令和5年9月25日～10月18日

○調査の実施状況

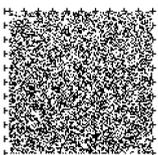
対象者	調査票配布数	回答数	有効回答数	有効回答率(%)
障害者	1,800	649	649	36.1%
家族	1,000	344	344	34.4%
事業所	-	286	286	-

※障害者手帳の交付を受けている者の中から無作為抽出

②パブリックコメント

県のホームページなどに、本計画(案)に対する意見を募集することを掲載し、広く県民等から意見を聴取した。

- 募集期間 令和6年2月5日～令和6年2月29日
- 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、いばらき電子申請・届出サービスによる

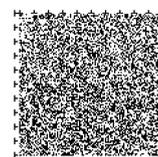


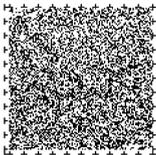
8 茨城県障害者施策推進協議会 委員名簿

令和6年3月現在（敬称略）

区 分	選 出 団 体	役 職 名	氏 名
障害者の代表 及び障害者の 福祉に関する 事業に従事す る方	茨城県身体障害者福祉協議会	理 事	村上 克行
	茨城県視覚障害者協会	理 事	葛野 やす子
	茨城県聴覚障害者協会	会 長	吉沢 馨
	茨城県手をつなぐ育成会	副 会 長	飯村 晴代
	茨城県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	尾坐原 由香
	茨城県心身障害者福祉協会	会 長	檜山 太一
	茨城県精神保健福祉会連合会	副 会 長	弓野 孝子
	茨城県精神科病院協会	会 長	高沢 彰
	茨城県訪問介護協議会	理 事	渋谷 節子
	茨城県社会福祉協議会	副 会 長	○榊原 利至
	茨城県自閉症協会	会 長	秋田 晴美
	茨城県難病団体連絡協議会	理 事	宇佐美 幸枝
	茨城県特別支援学校長会	会 員	宮山 敬子
学識経験者	茨城県医師会	常任理事	伊藤 金一
	茨城県歯科医師会	理 事	中井 巳智代
	茨城県看護協会	常任理事	樫谷 厚子
	筑波大学	教 授	◎小澤 温
	弁護士	弁 護 士	森田 冴子
	茨城県社会福祉士会	理 事	滝口 康子
	茨城県介護福祉士会	理 事	大兼久 つかね
	茨城県理学療法士会	理 事	鈴木 和江
	茨城県作業療法士会	監 事	西 マナミ
	茨城県議会保健福祉医療委員会	委 員 長	磯崎 達也
行政機関	茨城労働局職業安定部	部 長	西方 雅一
	茨城県市長会	常務理事兼 事務局長	堀江 英夫

◎会長 ○会長職務代理者





9 用語解説

〔アルファベット表記〕

■NICU（新生児特定集中治療室）

Neonatal Intensive Care Unitの略。早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器・人工呼吸器・微量輸液ポンプ・呼吸管理モニターなどの器機を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う。

■NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野において社会貢献活動を行い、団体構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

〔あ行〕

■アクセシビリティ

障害者、高齢者を含む誰もが、身体の状態や能力の違いによらず、同じように利用できる状態やその度合いのこと。

■アスペルガー症候群

→発達障害を参照。

■茨城型地域包括ケアシステム

障害者や高齢者等の支援を必要とするすべての方が、家庭や地域で安心して生活できるよう、各種制度に基づくサービス等をコーディネートするとともに、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティアの多職種が連携し、必要なサービスを総合的に適時・適切に提供するシステム。

■茨城県高次脳機能障害支援センター

国の高次脳機能障害及び関連障害に対する支援普及事業実施要綱に基づき本県が設置する高次脳機能障害者の支援拠点機関。障害者その家族等に対する専門的な相談支援のほか、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法等に関する研修及び技術指導等を実施している。

■一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

■茨城県障害者技能競技大会（アビリンピック茨城）

障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらうことを目的とした技能競技大会。全国障害者技能競技大会の予選として実施。独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部と茨城県が主催している。

■茨城県障害者施策推進協議会

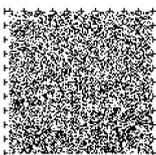
障害者基本法に基づき、都道府県に設置が義務付けられている合議制の機関。名称は都道府県によって異なる。主に障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する。

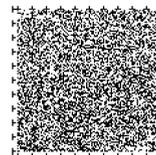
■茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障害者に配慮した、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、平成8年に制定された県の条例。ひとにやさしいまちづくりの理念や県、市町村、事業者及び県民の責務について定め、必要な施策の推進を図ることとしている。

■茨城障害者職業センター

障害者雇用促進法に基づき、各都道府県に設置され、地域における専門的な職業リハビリテーションを提供する機関。障害者の職業評価や職業準備支援、ジョブコーチの派遣等を行うとともに、事業主に対して障害者の雇用管理上の必要な助言指導を行う。





■いばらき身障者等用駐車場利用証制度

「いばらきの快適な社会づくり基本条例」及び「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の趣旨に基づき、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者・高齢者・難病患者・妊産婦の方などを対象として本人の申し出により、利用証を発行する制度。

■茨城県難病相談支援センター

難病患者が、地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、茨城県立医療大学に設置。

保健師等の相談支援員を配置し、難病患者等の療養生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における支援対策の一層の推進を図る機関。

■インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。(障害者の権利に関する条約第 24 条)

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※障害者の権利に関する条約

障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約。すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としている。この条約は批准国に対し、障害者の権利を確保するための取り組みを求めている。平成 18 年 12 月に国連総会で採択された。日本は平成 19 年 9 月に署名し、条約は平成 20 年 5 月に発効され、平成 26 年 1 月に批准した。

■オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部—ストーマ（人工肛門・人工膀胱）—を造設した人のことをいう。人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

【か行】

■介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者に対し、専門的知識及び技術をもって入浴・排せつ、食事その他の介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う福祉の専門職。

■介護支援専門員

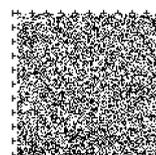
要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者が介護支援専門員となる。

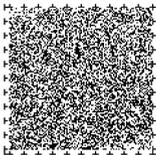
■学習障害（LD：Learning Disabilities 又は Learning Disorders）

→発達障害を参照。

■官公需

国、県、市町村などの官公庁が物品を購入する他、役務の給付や工事の発注をすること。障害者の工賃向上の観点から、就労継続支援事業所等に対する官公需の優先発注等の配慮が求められている。





■基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として、平成24年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

■寄附講座

教育研究を行う組織において、当該組織が教育研究に相当する活動を実施するものであり、当該活動に係る経費が寄附金により支弁されるもの。

■共同受発注センター

障害者の工賃向上の観点から、企業等での就労が困難な障害者が働く施設等において安定的な仕事の確保を図るため、複数の施設が共同で仕事の受注等を行うことを目的とした窓口。

■強度行動障害

直接的他害（噛みつき、頭突き等）や、間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、家庭において、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

■グループホーム

障害者が、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けながら生活する形態のこと。入浴や排せつ、食事の介護等必要性が認定されている方にはサービス提供を行う。

■ケアマネジメント

障害者が地域で生活するため、障害者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供するための手法。障害者総合支援法の施行により導入され、狭義には、障害支援区分の認定プロセスやサービス利用計画作成サービス等、広義には、地域自立支援協議会等における社会資源の連携や相談支援体制の構築を指す。

■県立あすなろの郷

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設及び児童福祉法に基づく障害児入所施設。指定障害福祉サービスの生活介護のほか、24時間緊急ステイや地域療育等支援事業などを実施しており、民間施設では処遇困難な重度障害者に対応した専門的な支援を行っている。

■県立こころの医療センター

本県の精神医療の基幹病院として、精神科救急医療や児童・思春期医療などの専門的な医療を行っている。

■県立視覚障害者福祉センター

身体障害者福祉法に基づき、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る施設。

■県立聴覚障害者福祉センター

聴覚障害者の社会的自立を促進し、障害者やボランティア等の相互交流を深めるとともに、聴覚障害者の福祉の増進を図るための施設。

■県立点字図書館

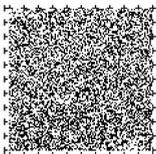
点字図書館とは、身体障害者福祉法に基づく視覚障害者に情報を提供する施設で、点字図書・録音図書の制作及び視覚障害者への貸し出しを行っている。

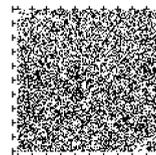
■権利擁護

自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障害者等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

■高次脳機能障害

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障害が生じ、日常生活に困難を有するようになる障害のこと。外見からは分かりにくい「見えない障害」と呼ばれ、制度の上では精神障害に分類される。





■工賃

就労継続支援B型事業所等で働く障害者に支払われる賃金（手当、賞与等含む）。事業所等が生産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

■合理的配慮

障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと。

ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものは除かれる。

■高齢運転者等専用駐車区間制度

官公庁や病院の周辺道路上に高齢者や障害者、妊婦等対象者の運転する普通自動車が駐車することができる制度。

■高齢者等感応付加信号機

白色押ボタン箱のボタンを押すことにより、歩行者用信号機の青時間が延長される装置の付いた信号機。

■心のバリアフリー

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部）において、「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととしている。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であり、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは次の3点である考えられている。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

■個別避難計画

災害時に円滑な避難誘導を行うため避難行動要支援者ごとに個別に策定する計画。避難支援者、避難手段、避難経路、避難先などを盛り込むこととしている。

〔さ行〕

■サピエ

視覚障害者に対して点字、音声データ等により、地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。

■視覚障害者用付加信号機

信号機の歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置の付いた信号機。

■自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

■指定避難所

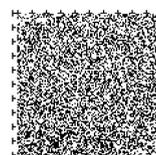
災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、市町村長が指定する。（福祉避難所も含む）

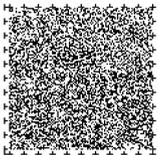
■児童発達支援センター

障害児の通所支援を行うほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、地域の障害児や家族の支援、保育所等地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行う機関。

■自閉症

→発達障害を参照。





■社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

■社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活に支援を必要とする者の相談に応じ、指導や援助を行う社会福祉の専門職。

■周産期搬送コーディネーター

産科医療機関又は救急隊から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行う者。本県では助産師等を配置している。

■障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものであるという考え方。「障害者差別解消法」は、障害の社会モデルの考え方を踏まえている。

■重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害児といい、その状態の子どもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と定めている。

■就労継続支援事業所（A型・B型）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業所の一つ。就労を希望する障害者に生産活動や就労の機会等を提供する。雇用契約を結び最低賃金を保障するA型と、雇用契約によらないB型がある。

■手話通訳（者）

言語聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

■生涯学習センター

少子高齢化の進行や高度情報化の進展など急激に社会や生活が変化する中で、市町村、大学等高等教育機関及び民間教育事業と連携して、県民の多様化・高度化する学習ニーズに応じていくとともに、地域が抱える課題を解決するための人材の育成を推進する中核施設。

■障害児等療育支援事業

在宅の障害児（者）の地域における生活を支援するため、家庭での適切な療育に関する指導や専門的な療育相談、障害児の通う保育所等の職員の療育技術の指導等を行う事業のこと。

■障害者ITサポートセンター

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、①ITに関する利用相談、②ITに関する情報提供、③パソコンボランティアの活動支援、などを行う総合的なサービス提供拠点。

■障害者虐待防止センター

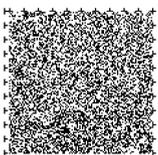
平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、市町村に機能設置が義務付けられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障害者に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

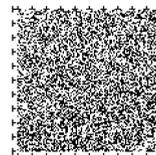
■障害者権利擁護センター

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、都道府県に機能設置が義務付けられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障害者に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

■障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」として平成7年度に設けた。





■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活の自立と安定を図るため、就労に課題のある障害者に対し、就業とそれに伴う生活上の支援を一体的に実施する機関。関係機関と連携しながら、職場実習の斡旋や求職活動の支援、就職後の定着支援、それらに伴う生活上の支援を行う。県内9つの障害福祉圏域にそれぞれ1ヶ所設置。

■障害者就労施設等

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づく調達の対象となる施設のことで、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、小規模作業所、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体が含まれる。

■障害者トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。

■障害者なんでも相談室

茨城県が「茨城県手をつなぐ育成会」に委託して実施している。相談室は福祉・教育・就労問題を始めとする権利擁護などについて、身体・知的・精神という全障害を対象に障害者本人・家族・関係者などからの電話又は来所による相談に応じる。（問題解決に向けて関係機関等との連絡調整を行う。）

■障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度。

■障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6までである。

■小児慢性特定疾病

子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるものは『小児慢性特定疾病』として、医療費の公費負担が行われている。対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患／骨系統疾患／脈管系疾患。

■消費生活センター

消費者保護を目的とした都道府県・市町村（特別区を含む）の行政機関であり、衣食住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談への対応、消費者被害の未然防止など暮らしに役立つ情報等の提供をしている。

■ショートステイ

児童や障害児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。

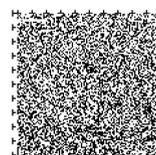
■ジョブコーチ（職場適応援助者）

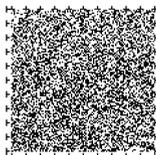
障害者が職場に適応するため、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた援助を行う者。障害者に対する援助と同時に事業主に対する雇用管理上の必要な助言を行う。障害者職業センターに配置される者や就労移行支援事業所等の職員で必要な研修を修了した者等が従事。

■自立支援協議会

市町村が設置する地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。





■新生児聴覚スクリーニング

新生児の耳の聞こえを自動的に判定する検査装置を使い、精密検査の必要な新生児を見出して聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるための検査。

■身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者の福祉の増進を図るため、相談に応じるとともに必要な援助を行う者。市町村長が委託する。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障害を有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。

○対象となる障害【11種類】

- ①視覚 ②聴覚、平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能
- ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能
- ⑨小腸機能 ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能障害

■身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法で規定された、盲導犬／視覚障害者の手助けをする、聴導犬／聴覚障害者の手助けをする、介助犬／運動機能障害者の手助けをする犬をいう。

■ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。

■生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の促進等を図り、安定した生活が送れることを目的として、都道府県の社会福祉協議会が実施する資金の貸付制度。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

■精神保健福祉士

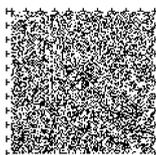
精神保健福祉士の国家試験に合格し国に登録した者で、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

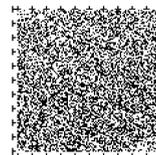
■精神保健福祉センター

精神保健福祉法第6条に基づき、精神保健福祉に関する技術的中核機関として県が設置。精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究並びに相談及び指導や精神医療審査会の事務等を行う。

■精神保健福祉相談員

精神保健福祉法第48条に基づき、精神障害者やその家族等を訪問して必要な指導を行う者で、任用資格は精神保健福祉士のほか、大学において社会福祉に関する科目若しくは心理学の課程を修めて卒業した者又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有する者等。





■成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する他、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、不利益から守る制度。

■全国障害者スポーツ大会

1965年から行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992年から行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。

大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障害者の社会参加の推進や国民の障害者に対する理解を深めることにある。

■遷延性意識障害者

脳の高次の機能を障害する何らかの原因によって自らの意思と能力では、食事、排泄、会話によるコミュニケーションなどの生活行為を確立することができず、生活全般に看護・介助を必要とする重複生活行動障害者。

■先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常症や内分泌の病気の中には、症状が出る前に発見し治療を開始すれば障害の予防または軽減を期待できる病気がある。これらの20疾患について、日齢4～6日以内に検査を行い、診断後に早期に治療を開始することで障害を防ごうとする事業のこと。

■早期療育

発達の遅れが見られる子供を対象に専門的な教育プログラムやトレーニングを実施すること。

■総合周産期母子医療センター

相当規模のMFICU（母体胎児集中治療管理室）を含む産科病棟及びNICU（新生児特定集中治療室）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、胎児・新生児異常等、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設。

■相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画書を作成する者。相談支援事業を行う際は、事業所等に相談支援専門員を配置しなければならない。実務経験を満たし相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した者が相談支援専門員となる。

〔た行〕

■代理投票

各種選挙において選挙人が投票するにあたり、心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない場合、選挙人の申出によって、補助者が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載して投票する制度。

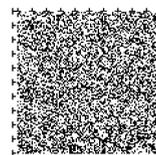
投票の事務に従事する者のうちから補助者2人を定め、うち1人を投票に立ち合わせ、もう1人が記載することによって行う。

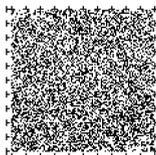
■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく市町村における地域生活支援事業の一つ。障害者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行うセンター。

■地域リハビリテーション

障害を抱えている子供や成人・高齢者とその家族が住み慣れたところで一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。





■知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者や家族等の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。市町村長が委託する。

■（ハローワークにおける）チーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークが中心となって、障害者職業センターや就労支援機関、特別支援学校、ジョブコーチ等関係機関がチームを設置し、支援目標、支援内容等について定めた就労支援計画を作成し、チーム構成員が連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行うこと。

■注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit hyperactivity Disorder）

→発達障害を参照。

■駐車禁止除外指定車標章

身体障害者等に交付されるもので、標章を掲出した車両は駐車禁止規制から除外される。

■てんかん

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために発作を繰り返す病気。身体の一部あるいは全身がけいれんする他、意識だけが失われるなど症状は様々。100～200人に1人の割合で生じ日本には約100万人の患者がいると推計されている。

■点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。

■特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級における教育に加えて、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた教育。

〔な行〕

■ナイスハートバザール

心身になんらかのハンディキャップをもった方々が県内の福祉施設や作業所などで作っている製品の即売会。毎年、茨城県内各地のショッピングセンターなどで開催されている。

■ナイスハートふれあいフェスティバル

12月3日から12月9日までの障害者週間の行事として、障害者による音楽・ダンス等による文化活動の発表及び障害者の制作した作品等の展示、販売を行っている。

■難病

難病の定義は、「発病の機序が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「希少な疾患である」、「長期の療養を必要とするもの」。

難病のうち、医療費助成の対象となる「指定難病」は、以下の要件を満たすもの。

患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定。

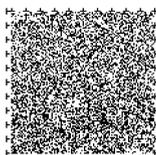
- ・患者数が本邦において一定の人数に達しないこと（人口の概ね0.1%程度と厚生労働省令において規定）
- ・客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

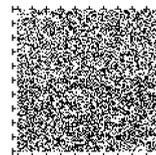
■難病対策地域協議会

難病患者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関・団体並びに難病患者及びその家族、難病患者の医療・福祉・教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される協議会を各保健所に設置し、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。





■日常生活用具

重度の障害者（児）に対し給付または貸与される日常生活上の便宜を図る用具。市町村地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業で給付又は貸与する。

■乳幼児健康診査

母子保健法により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、その他の乳幼児健康診査等を実施しており、乳幼児の心身の発育・発達のスクリーニング等を行っている。

■乳幼児視聴覚療育支援事業

弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、療育指導を行う事業。

■認知症

脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、物忘れや判断力の低下など、日常生活に支障をきたす「脳の病気」のこと。

■認知症サポート医

認知症の人の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のこと。

■認知症疾患医療センター

認知症疾患について、下記の機能を併せ持つ医療機関

- ・ 専門医療相談、鑑別診断や問題行動への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- ・ 患者の病態に応じた他の医療機関への紹介やかかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施など地域における医療機能の中核的機関としての機能
- ・ 地域住民に対する情報センターとしての機能

■ノンステップバス

車椅子やベビーカーなどでも利用しやすいよう、床面を低くして乗降口の段差（ステップ）をなくしたバス。

〔は行〕

■8020・6424運動

「ハチマルニイマル・ロクヨンニイオン」運動と読み、①80歳で20本以上の歯を保つ②茨城県独自の64歳で24本以上歯を保つという歯科保健の取組み。

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条）。

精神障害に含まれる障害で、状態に応じて「精神障害者保健福祉手帳」の対象となりうる。なお、知的障害を伴う発達障害の場合は、「療育手帳」の対象ともなりうる。

・自閉症

「対人関係」、「コミュニケーション」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの領域で障害が見られる。3歳までには何らかの症状がみられる。

・アスペルガー症候群

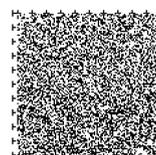
対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は自閉症と共通するが、アスペルガー症候群は明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

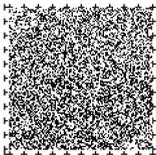
・学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

・注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。





■発達障害者支援センター

発達障害者支援法第14条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。

■バリアフリー

障害者等が、社会生活を送るうえで直面する、社会的・物理的・制度的・心理的な障害（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した法律。（平成18年6月21日公布、同12月20日施行）

■ハローワーク

厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続など総合的に行い、障害者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

■ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象・概念。

■ひきこもり相談支援センター

ひきこもり対策の総合調整機関として、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門コーディネーターを配置し、ひきこもり当事者、家族等の相談に対応。また、ひきこもり当事者の状況に応じて、保健・福祉・医療・教育・労働・民間団体等の関係機関と連携・協働による支援を行うほか、講演会やリーフレット等によるひきこもりに関する知識の普及啓発を行う。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。

■（茨城県）福祉相談センター

多様化、複合化している県民の相談ニーズに的確に対応するため、中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、県央福祉事務所の機能を統合し、福祉のワンストップサービスの提供と福祉と医療の専門スタッフを集約し、相談体制の充実強化を目的としている。

■福祉的就労

一般就労が困難な障害者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労のことで、労働者としての権利や最低賃金は保証されず、あくまでも施設の利用者という立場にとどまる。

■福祉の店

障害者の社会参加と住民に対する理解の促進を図るため、障害者が作った製品の展示販売を行う店舗。

■福祉避難所

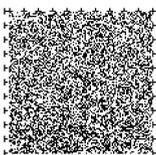
高齢者や障害者等の要配慮者のために特別な配慮がされた避難所。一般の避難所同様に市町村が指定する。社会福祉施設、学校、公民館等が指定されている。

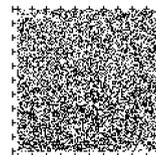
■ペアレントトレーニング

発達障害やその傾向のある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした訓練。

■ペアレントプログラム

発達障害やその傾向のある子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。





■法定雇用率

障害者の雇用の場を確保するため、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けている制度。

令和6年3月時点の民間企業の法定雇用率は2.3%、国や地方公共団体等は2.6%であるが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正に伴い、民間企業の法定雇用率は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%、国や地方公共団体等の法定雇用率は令和6年4月に2.8%(教育委員会にあたっては2.7%)、令和8年7月に3.0%(教育委員会にあたっては2.9%)へ段階的に引き上げられる。

■保健医療福祉協議会

地域における保健・医療・福祉関係者から広く意見を聴取し、地域の実情を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりを推進するため、二次保健医療圏ごとに設けられた協議会。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者、介護サービス事業者及び住民その他の地域の関係者等によって構成される。

■補装具

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全杖・点字器・補聴器・義肢・車いす・歩行器など。

■ホームヘルパー

訪問介護員のこと。介護保険法において訪問介護を行う者のこと。

■ホームヘルプサービス

ホームヘルパーの派遣によって行われる在宅福祉サービスのこと。日常生活に援助の必要な在宅高齢者・在宅障害者に身体介護や生活援助を行うサービス。

■ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するため、地区又は職場においてボランティアに関する事務を行う組織。日本では市区町村単位で社会福祉協議会に設置されることが多い。

〔ま行〕

■民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

■無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて地中に収容することや表通りからみえないように配線するなどにより道路から電柱をなくすこと。

■盲ろう者（盲ろう者通訳）

視覚と聴覚の両方に障害がある人。視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複のしかた等はさまざまである。このため、コミュニケーションの方法は、手話をはじめとして触手話・点字を応用したものなど、様々な方法で通訳を行う。

〔や行〕

■家賃補助制度

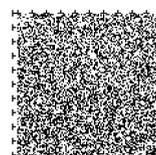
グループホーム入所者（生活保護又は低所得世帯）が負担する家賃を対象に、月額1万円を限度に助成する制度。

■ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境・建物・施設・製品等のデザインを作り上げていこうとする考え方。

■要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に配慮を要する者。



■要約筆記（者）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝える。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

〔ら行〕

■リハビリテーション

心身に障害のある者の人間的復権を理念とし、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。障害者の全人的復権を図るためには、これら諸技術の総合的推進が求められている。

■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。障害のある児童等を対象として、障害の早期発見・早期治療による障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図る。

■療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

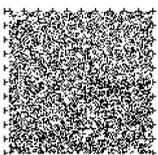
障害程度	判定基準
最重度 [Ⓐ]	知能指数が概ね 20 以下、または身体障害者手帳 1 級、2 級と知能指数が概ね 35 以下の知的障害が重複している方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の方
重度 A	知能指数が概ね 35 以下、または身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級と知能指数が概ね 50 以下の知的障害が重複している方で、日常生活において常時介護を要する程度の方
中度 B	知能指数が概ね 50 以下、または身体障害者 4 級と知能指数が概ね 60 以下の知的障害が重複している方
軽度 C	Ⓐ、A、B に該当しない者、知能指数が概ね 70 以下の方

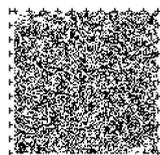
■レスパイト

障害者の家族等を一時的に障害者の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

■朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする。







茨城県

福祉部 障害福祉課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-3357

